

## 目次

I -CV-2nd-★控訴状.....	2
---------------------	---

# 控訴状兼控訴理由書

令和2年6月29日

東京高等裁判所 御中

## 控訴人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊（昭和36年3月9日生） 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

## 被控訴人（被告）

住所（送達場所） 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号  
國 同代表者 法務大臣 森まさこ

慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 1,500円

上記当事者間の、前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第357号 慰謝料請求事件について、令和2年6月17日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

## 第1 原判決の表示

主文

- 原告の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

## 第2 控訴の趣旨

- 原判決を取り消す。
- 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。
- 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

## 第3 控訴の理由

### 1 虚偽表示（公序良俗違反）無効

原判決は、「以上によれば、国家賠償法1条1項に基づく原告の請求は理由がなく、その余の請求（根拠法令については、別紙訴状Iの第2の部分参照）についても理由がないことは明らかである。よって、原告の請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。」と判示しています。

しかしながら原判決には全く理由が無く、形式不備であり、判決とは呼べません。

つまり後述の通り、①私が訴えた、当り前のことを合理的根拠無しに否定しており、②甚だしい論理則違反による、自由心証主義への違反であり、事実認定と訴訟手続上の重大な瑕疵であり、憲法遵守義務（憲法13、99条）違反であり、職権濫用による実質的な司法拒絶

であり、裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害であり、公序良俗(民法90条)違反です。

同時にこれは、犯罪(犯人隠避罪、脅迫罪、公務員職権濫用罪)です。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきです。

#### 第4 控訴の理由の説明 以下の通り、総じて著しい訴訟ルール違反です

何よりも、当り前のことを認めようとしないことが公序良俗違反だということです。

##### 実質的理由が無いこと(実質的無視ないし実質的判定渋れ)

私の訴え(令和2年2月12日付の原告の準備書面(1)の、どこをどのように否定したのか?  
が判りません。

ですから、私の訴えに目を通したという証拠すら有りません。

理由も無く判断できるはずが無いので論理則違反であり、自由心証主義への違反です。

また、前橋地方法務局の対応は後述の通り、職務上の故意または過失であり、適正な手続を受ける権利(憲法13条)や平等権(憲法14条)の侵害であり、憲法遵守義務違反です。

したがって、それを看過した原判決も、憲法遵守義務違反であり、実質的に裁判を受ける権利の侵害であり、憲法解釈の誤りや、その他憲法の違反(民訴法312条1項)です。

#### 第5 原判決の瑕疵の摘示

何よりも、当り前のことを認めようとしないことが公序良俗違反だということです。

##### ★後述の「前橋地方法務局の不当性」を否定した理由が有りません(包括的摘示)

こうした当り前のことを実質的に無視したことは、理由不備ないし実質的な判定渋れです。

##### ●反論 職務上の法的義務に違反したとは言えない旨(判決書4頁)

##### ★私の訴えを否定した理由無し(判定渉れないし理由不備)

前橋地方法務局の対応は後述の通り、いざれも不当な申出の妨害であり、差別ですから、職務上の信用失墜行為(国家公務員法99条)などに当り、正当業務行為どころではなく、広義の違法であり、適正な手続を受ける権利(憲法13条)等の法律上保護された利益の侵害です。

##### ●反論 人権擁護機関の手には負えない内容である旨(判決書5頁)

##### ★★★無根(判定渉れないし理由不備) 理由になり得ず、まさに公序良俗の偽装

「法務局で取り扱うことが適当でなく、その範囲を超えている」旨

これは脅迫の為の殺人(A事件)や猟銃による脅迫事件(B事件)や郵便局員脅迫事件(C事件)のことを指した心証と思われますが、繰り返しますが、例外扱いを認める規定など無く、まして組織的隠蔽を訴えているのですから、何を根拠にこのように言えるのか? 呆れます。

この不当な論理により、全ての違法性を葬っています。

また、(判決書5頁)「人権侵犯事件の調査を行い、調査の結果、人権侵犯の事実があると認

めるときは、必要な措置を取る」(人権侵犯事件調査処理 2 条ほか)と、自ら引用しておきながら、一切調査せずに侵犯無としている欺瞞(職責違反)を看過しております。

## ●反論 虚偽や欺罔や詭弁を多用し、抗議も無視し、不当に受付拒否した、と

### は言えない旨(判決書 6 頁)

詳しくは後述の「前橋地方法務局の不当性」の通りです。

#### ★★★虚偽を否定した理由無し(判定洩れないし理由不備)

いかなる事情が有ろうと、虚偽の理由による二度の受付拒否は正当化できません。

まして、お前の態度が悪かったから仕方が無い旨は、逆鱗発言であり、超虐待です。

#### ★欺罔を否定した理由無し(判定洩れないし理由不備)

#### ★詭弁を否定した理由無し(判定洩れないし理由不備)

#### ★抗議も無視を否定した理由無し(判定洩れないし理由不備)

#### ★★不當に受付拒否を否定した理由無し(判定洩れないし理由不備)

## ●反論 原告独自の見解である旨(判決書 6 頁)

#### ★そう言える理由無し 私は理由を示しています 因縁ないし名誉毀損

私を狂人扱いしており、こういう無根かつ無意味な表現は、模倣による威力を示唆します。

## ●反論 包囲網の存在の証拠は無い旨(判決書 6 頁)

#### ★各事象の蓋然性と相互関連性の判定洩れ(理由不備)

恣意性一覧表の全事件を総合すれば、蓋然性として、実在を認めざるを得ないはずです。

否定するなら、示した数字に其々数字で答えなければ、合理性を示せません。

付言すれば、このような狂気の隠蔽判決こそが、包囲網の何よりの証拠です。

## 前橋地方法務局の不当性(再掲)

何よりも、当たり前のことを認めようとしないことが公序良俗違反だということです。

私の訴えの要旨は令和 2 年 2 月 12 日付の準備書面(1)の通りですが、以下の通り、そこから更に焦点を絞ります。

### 1 ★ フクダが、三度の虚偽を用いて、二度受付拒否したこと(欺罔)

#### 虚偽① 発生場所による管轄外(甲 2 号反証書) 受付拒否理由

P2 中「(フクダ)あ、東京の案件はですね、管轄が東京の法務局になります。」

(説明)規定上は居住地と発生地のいずれも可であり、毎回必ず直面する前提条件です。

#### 虚偽② 極めて重要な付帯条件の説明を洩らしたこと(甲 2 号反証書) 受付拒否理由

P2 中「(フクダ)一年以内の侵犯案件なんですよ、うちのほうが調査できるのが。」

(説明)一年経過を理由に申出を断る時に「継続する行為にあっては、その終了した日から」一年以内という決定的な条件の説明を漏らすことは有り得ません。

虚偽③ 精神的法益侵害にも損害額が必要(甲4号反訳書) 受付拒否理由

P3上「(フクダ)脅迫を受けて、どういう侵、被害を受けましたか?」

(説明)社会通念上、受付段階で訊くべきことではなく、また、規程にも有りません。

## 2★ 4人が、申出を途中で打切ったこと(二度の不当な受付拒否)

(説明)所定の相談時間の経過により中断したのですから、当たり前に、後日の続きを組むべきところを、そのまま打切り、再開の抗議にも応じなかったことは、被害がいかに複雑で膨大でも、被害者のせいではないことから、極めて詐欺的であり、不当な受付拒否と言えます。  
一回目 20180118 09:56 沼田支局で、フクダとハラダ(甲3)

甲3反 P25上「(私)門前払いですね?」 「(フクダ)(ハラダ)はい」

二回目 20180123 13:03 前橋地方法務局人権擁護課で、トドコロジンジとイシマキ(甲5)

甲5反 P23下「(トドコロ)あとの聞いてもね、一番重要なとこが人権侵犯じゃないんだから、聞いても同じですよ。」

## 3★ フクダが、侮辱と威力脅迫と隠蔽を教唆したこと(甲3号反約書)

甲3反 P21中「(フクダ)だって私達が信じないと調査に入れないもん、そうだよね?」

(説明)ハラダに申し向けたこの発言は、普通は思っても申出人の前で口に出す言葉ではなく、また、甲3号反訳書の引用文中だけでも「私達」という表現を12回も多用していることを総合すれば、侮辱と威力脅迫と犯人隠避の教唆の意図を暗示しています。

## 4★ 5人とも、虚偽や詭弁を重ね、当たり前の違法性を無視したこと(欺罔)

反P22下「(トドコロ)ただ、ただ、貴方が、今こういったやりとりしてるでしょ? こういうやりとりしてたら、受けるほうもそれなりの感情が出てきちゃうんですよ、そら。人間だからしょうがないじゃないですか、そら。」

(説明)いかなる事情が有ろうと、虚偽の理由による二度の受付拒否は正当化できません。

まして、お前の態度が悪かったから仕方が無い旨は、詭弁であり、究極の被害者虐待です。

## 5★ 以上から、侵犯性無しなどとは、到底言えません

それなのに、5人とも侵犯性無しと言い切ったことは、甚だしい事実誤認です。

いずれも予見可能性に基く結果回避義務違反です

後述の通り、このように、当たり前のことを認めないことは、申出内容と職責に因る、被害の継続への予見可能性に基く、結果回避義務違反であり、当たり前に、経験則違反や論理則違反であり、公序良俗を偽るということです。

以上を総合すれば、5人は、虚偽や欺罔や詭弁を多用し、抗議も無視し、不當に受付拒否したと言え、いずれも不當な手続妨害であり、適正な手続を受ける権利の行使の妨害であり、差別ですから、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法82条)および信用失墜行為(国家公務員法99条)に当り、職務上の故意または過失であり、犯人隠避罪、脅

迫罪、公務員職権濫用罪です。

### (前堤) 動機は包囲網としての一連の組織力の誇示です

本件を含め、恣意性一覧表に記載の全事件が、包囲網としての一連行為です。

包囲網として、当り前のことを認めず、公序良俗を歪めて威力を示しております。

包囲網とは、世界中に拡がった、私へ社会的村八分の輪の通称であり、概要は被害届 2018、関連事件は恣意性一覧表、に記述の通りです。

包囲網は私を常時監視しており、パスワードから全て筒抜けです。

恣意性一覧表の各事件は其々包囲網の実在を示唆しており、更には、それらの稀有な事件が私に集中する原因や各事件の相互関連性を総合すれば、いずれも包囲網としての組織力の誇示ないし公序良俗の偽装であることは明らかです。

### (前堤) 包囲網は常に、当り前のこと

つまり、当り前の予見可能性に基く結果回避義務違反であり、同時に手続妨害、つまり、適正な手続を受ける権利の侵害による憲法遵守義務(憲法 99 条)違反です。

当り前のこと(予見可能性)とは、①法令、②論理則、③経験則、④蓋然性、などであり、これらを認めなければ、当り前に、公序良俗違反、つまり、広義の違法です。

例えば、警察が訴えた犯罪被害を合理的根拠無く否定することは、②論理則違反であり、それなのに処理済と言い張るのも②論理則違反であり、同時に、①警察法や犯罪捜査規範などの法令違反です。

## 第 6 貴所による破棄自判を希望します

第 7 附属書類 控訴状副本 1 通

以上